

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

告 示

○公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	一
○廃棄物が地下にある土地の指定について	(循環型社会推進課)	二
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	(同)	三
○生活保護法による施術者の指定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	三
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	三
○保安林の指定施設要件の変更	(森林整備課)	四
○道路の区域変更	(道路課)	五
○港湾隣接地域の指定	(港湾課)	五
○都市計画の変更(五件)	(都市計画課)	五
○都市計画事業の認可	(同)	六
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	六
○土地区画整理事業の換地処分の届出	(同)	七
○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託	(警察本部会計課)	七

ページ

公 告

規 則

○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁高校教育課)	七
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		八
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		九

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号
公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一工作物の項中 「メートル」を「同」に改める。

別表第二各区分に共通の項中「規定」を「規定等」に改め、「制度改正により」を削り、「公共物より」を「公共物から」に、「より」を「から」に、

「用途変更」用途変更
一の口座内で用途変更等により種目、用途を変更したとき。

「(何々)から種目へ変更」用途変更
一の口座内で種目(又は区分)を変更したとき。
一の口座内で用途変更等により用途を変更したとき。

「移記」移記
台帳整理等により新台帳又は他の台帳に書き移したとき。

「移記」移記
台帳整理等により新台帳又は他の台帳に

物品から 現物出資 書き移したとき。
編入 物品へ編 入
に改め、同表建物の項中「一」

部又は全部を取り壊し、主としてその材料を使用して再築したとき。」「建物を取り壊し、その取り壊し材を物品に編入し、又は廃棄するとき。」「原形を維持してその位置を変更したとき。」「建物の主要構造を変更することなく改良したとき。」「及び「工作物に区分しない付属物を新設、増設、移設、改設、除斥をしたとき。」を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
白石市郡山字黒岩九番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下、「政令」という。）第十三条の二第三号イに掲げる埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下、「省令」という。）第十二条の三十一第二号に掲げるもの。
名取市愛島笠島字東南沢三十四番の一部、百三番	政令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
亘理郡山元町山寺字東泥沼百五十四番一、百七十番一の一部	政令第十三条の二第三号イに掲げる埋立地であつて、省令第十二条の三十一第二号に掲げるもの。
気仙沼市九条一番の一部、五十三番一の一部、五十五番の一部、五十六番の	政令第十三条の二第三号イに掲げる埋立地であつて、省令第十二条の三十一第二号に掲げるもの。

一部、五十六番一の一部、五十八番、五十九番

気仙沼市本吉町外尾二百三十六番三の一部

政令第十三条の二第一号に掲げる埋立地

気仙沼市唐桑町西舞根百五十六番八の一部

政令第十三条の二第三号イに掲げる埋立地であつて、省令第十二条の三十一第二号に掲げるもの。

登米市米山町字善王寺武道ヶ崎五十四番の一部、五十四番九の一部、五十四番十の一部

○宮城県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
引地泌尿器科内科クリニク	白石市旭町四丁目一番六号	平成三十年一月一日
医療法人社団ありまファミリークリニク	加美郡加美町字西町十九番地	平成三十年一月一日

○宮城県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があつた。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

引地泌尿器科内科クリニック	白石市旭町四丁目一番六号	平成二十九年十二月三十一日
有馬医院	加美郡加美町字西町十九番地	平成二十九年十二月三十一日

○宮城県告示第二百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
エルム調剤薬局岩沼店	岩沼市館下一丁目二一―二一―一	平成三十年一月三十一日

○宮城県告示第二百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
木村 和樹	接骨院かとう利府院	宮城県利府町利府字新橋橋百一番二〇二街区三画地	平成三十年一月四日
佐藤 雅司	イーグル整骨院ヨークベニマル利府店	宮城県利府町神谷沢字新宮ヶ崎十四番地一	平成三十年二月一日
鈴木 僚	真こころ接骨治療院	仙台市太白区南大野田十四―三 五百七十一ビル百二	平成三十年二月五日

○宮城県告示第二百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第

四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一五〇〇四一六	大崎市田尻字町浦二十二番	就労移行支援	社会福祉法人 おおさきさくら福祉会	平成三十年三月三十一日

○宮城県告示第二百四十一号

県営芋塚地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成三十年三月十三日から平成三十年四月十一日まで
- 三 縦覧場所
栗原市役所

○宮城県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
大坪地区

二 処分の年月日

平成三十年三月二日

○宮城県告示第二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字鹿原掃出五七の三、宮崎字寒風沢一七番一六

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鹿原掃出五七の三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町宮崎字松沢六一の一・六二・六四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢筒砂子一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢高畑一の三・一の一八・一の二〇から一の二二まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

一の二三、一の二四、一の三四、一の三五、字鹿原荒沢一の二・一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

一の九、字鹿原田谷地二ノ一の一（次の図に示す部分に限る。）

字鹿原南滝庭五五の一・五六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

五五の二、五七の三二、字鹿原田谷地一の一、一の二（次の図に示す部分に限る。）

一の六、宮崎字松沢六一の一・六二・六四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

一 道路の種類 県道

二 路線名 中田追線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間 登米市中田町石森字新境堀一八三番一 地先から 同市中田町石森字新境堀二〇三番一地 先まで	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
	前 A	後 B			
	一六・〇	一四・一	一九・〇	一一七・二	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	一九・〇	一五・一	一一七・二	一四四・五	

○宮城県告示第二百四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、荻浜港石巻市荻浜字小浜山地区に係る港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成三十年三月十三日

二 指定する区域

1 地域の表示

基点一から基点五までを順次結んだ線、基点五から水際線に沿って基点六を結んだ線、基点六と基点七を結んだ線及び基点七と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点及び基点の表示

基準点 石巻市荻浜字小浜山の三級基準点日二五―三―二（北緯三八度二分三四秒二五、東経一四一度二七分一六秒七三）

基点一 基準点から一七一度一六分五三秒一〇・五二メートルの地点

基点二 基点一から一〇八度五八分三〇秒一二二・二三メートルの地点

基点三 基点二から一四六度三分九秒七六・五二メートルの地点

基点四 基点三から二三六度三分一三秒一四・〇一メートルの地点

基点五 基点四から三二六度三分九秒一四・八八メートルの地点

基点六 基点五から三〇二度七分一六秒一五〇・九五メートルの地点

基点七 基点六から二八八度五八分三一秒一五・九七メートルの地点

○宮城県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大崎広域都市計画区域の全域

○宮城県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

栗原都市計画区域の全域

○宮城県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、登米都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

一 都市計画の種類

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

登米都市計画区域の全域

○宮城県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大郷都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

一 都市計画の種類

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大郷都市計画区域の全域

○宮城県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、河北都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

一 都市計画の種類

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画の変更に係る土地の区域

河北都市計画区域の全域

○宮城県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成三十年三月十三日

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路事業

2 名称

三・五・二十号稲葉小泉線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

宮城県大崎市古川字竹ノ内、古川字刻ノ丸、古川塚目字原屋敷、古川塚目北原及び古川字本鹿

島地内

2 使用の部分

宮城県大崎市古川字竹ノ内地内

○宮城県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十三日

一 施行者の名称

気仙沼市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十三号潮見町赤岩五駄鱈線及び三・四・十号本町宮口下線

三 事業施行期間

「平成二十六年十一月十四日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十六年十一月十四日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

名取市上余田土地区画整理事業

二 施行者の名称

渋谷商事株式会社

三 事務所の所在地

名取市手倉田字諏訪六六九番地の一

四 換地処分の年月日

平成三十年二月二十二日

○宮城県告示第二百五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を平成三十年二月二十八日次次とおり委託した。

平成三十年三月十三日

一 契約の相手方

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号

キョウワセキユリオン東北株式会社

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

柴田郡村田町大字菅生寺下十四番、十五番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

柴田郡村田町大字菅生寺町西裏十六番地
有限会社イズミ建材

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借（県南部・仙台南地区） 一式

2 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借（県中部・仙台北地区） 一式

3 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借（県北部地区） 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

一の1～一の3 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日

一の1～一の3 平成三十年二月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

一の1～一の3 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額

一の1 三千五百二十四万四千円

一の2 四千三百三万二千元

- 一の3 三千六百三十六万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
- 一の1～一の3 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日
- 一の1～一の3 平成二十九年十二月二十六日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成三十年三月十三日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日 時 平成三十年三月十九日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の仕事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第四号議案 市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部改正について

第五号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

第六号議案 宮城県総合教育センター管理規則の一部改正について

第七号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

第八号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

第九号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第十号議案 第二期県立特別支援学校教育環境整備計画の策定について

第十一号議案 宮城県いじめ防止基本方針の改定について

第十二号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―三六一―）

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十五号

平成三十年三月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、八九二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四三、〇七一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区 八一、七一九

岩 沼 選 挙 区 一二、一八〇

宮城野選挙区	五二、六七四	登米選挙区	二三、〇五〇
若林選挙区	三七、八一四	栗原選挙区	二〇、〇七三
太白選挙区	六三、五四〇	東松島選挙区	一一、二四五
泉選挙区	六〇、〇四三	大崎選挙区	三七、一〇二
石巻・牡鹿選挙区	四三、五七四	柴田選挙区	二三、一〇九
塩釜選挙区	一五、七二九	亘理選挙区	一三、二〇八
気仙沼・本吉選挙区	二二、六四九	宮城選挙区	一四、〇八七
白石・刈田選挙区	一三、九四六	富谷・黒川選挙区	二五、四〇四
名取選挙区	二一、二一五	加美選挙区	八、七六九
角田・伊具選挙区	一一、五一八	遠田選挙区	一一、八六九
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六八一		

○宮選管告示第二十六号

平成三十年三月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四三、〇七一